

## 北本市医療的ケア児等受入設備整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、医療的ケア児等が地域で安心して生活できる体制を整備するため、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、北本市補助金等の交付に関する規則（昭和63年規則第19号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療的ケア児等 別表項目の欄に定める状態のいずれかに該当する状態が6月以上継続している者をいう。
- (2) 障害児通所支援事業所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業所及び同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所（地方公共団体により設置運営されているものを除く。）をいう。
- (3) 生活介護事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護を行う事業所（障害者入所支援施設併設型のもの並びに国及び地方公共団体により設置運営されているものを除く。）をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内の障害児通所支援事業所又は生活介護事業所を運営する者とする。

### (補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が在宅の医療的ケア児等を新たに受け入れるために行う設備の改修及び備品等の購入に要する費用（送料を除く。）

とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、都道府県又は他の市町村が実施する制度により、同一の補助対象経費に対して補助金の交付を受けている場合には、当該補助金の交付を受けている範囲については、補助対象経費から除く。

3 第1項の規定にかかわらず、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額は、補助対象経費に含めないものとする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象者が新たに受け入れた在宅の医療的ケア児等（利用決定が見込まれる者を含む。以下同じ。）1人につき、補助対象経費又は200,000円のいずれか少ない額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金の対象となる医療的ケア児等は、年度にかかわらず、補助対象者が運営する一の事業所につき、2人までとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、北本市医療的ケア児等受入設備整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に、補助対象経費に係る見積書その他市長が必要と認める書類を添えて、申請しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、北本市医療的ケア児等受入設備整備事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象経費に係る事業が完了したときは、速やかに北本市医療的ケア児等受入設備整備事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に

掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る契約書又は領収書の写し
- (2) 改修した箇所又は購入した備品の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに市長に報告するとともに、当該補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告があった場合において当該報告の内容を審査し、その内容が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、北本市医療的ケア児等受入設備整備事業補助金交付額確定通知書（様式第4号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の通知を受けた者は、北本市医療的ケア児等受入設備整備事業補助金請求書（様式第5号）により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部の決定を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないとして市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、当該交付決定者に通知するものとする。この場合において、

既に補助金が交付されているときは、当該交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

番号	項目
1	人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。）の管理
2	気管切開の管理
3	鼻咽頭エアウェイの管理
4	酸素療法
5	吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。）
6	ネブライザーの管理
7	経管栄養 (1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻 (2) 持続経管注入ポンプ使用
8	中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）
9	(1) 皮下注射（インスリン、麻薬等の注射含む。） (2) 持続皮下注射ポンプの使用
10	血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む。）
11	継続的な透析（血液透析、腹膜透析等をいう。）
12	導尿 (1) 間歇的導尿 (2) 持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻又は尿路ストーマをいう。）
13	排便管理 (1) 消化管ストーマの使用 (2) 摘便又は洗腸 (3) 浣腸
14	痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置

備考 この表の13の項(3)に掲げる浣腸にあつては、市販のディスポ  
ーザブルグリセリン浣腸器（挿入部の長さがおおむね5センチメ  
ートル以上6センチメートル以下のものであつて、グリセリンの  
濃度が50パーセント程度であり、かつ、容量が、成人を対象と  
する場合にあつてはおおむね40グラム以下、6歳以上12歳未  
満の小児を対象とする場合にあつてはおおむね20グラム以下、  
1歳以上6歳未満の幼児を対象とする場合にあつてはおおむね1  
0グラム以下、0歳の乳児を対象とする場合にあつてはおおむね  
5グラム以下のものをいう。）を用いて施す場合を除く。